

社会資本整備重点計画について

〔平成27年9月18日
閣議決定〕

社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条に規定する社会資本整備重点計画を、平成27年度から平成32年度までを計画期間として、別冊のとおり定める。